

旭市農業委員会委員募集要項

1 募集人数

17人

2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

3 身分

旭市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農業委員会での農地法に基づく申請などの審議等
- (2) 農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）に関する業務等

5 委員報酬

月額／38,000円（会長に就任した場合、月額46,000円）

年額／能率給（予算の範囲内で市長が定める額）

6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募方法

推薦及び応募の方法は、農業者又は農業者が組織する団体等からの推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法の2通りあります。

推薦・応募書類に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、旭市農業委員会事務局へ提出してください。

なお、推薦又は応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

- (1) 農業者又は農業者が組織する団体等からの推薦の場合

農業委員推薦届（第1号様式）

- (2) 自ら応募する場合

農業委員応募届（第2号様式）

8 推薦及び応募書類の入手方法

旭市農業委員会事務局窓口に備えるほか、市のホームページからもダウンロードすることができます。

9 受付期間 ※予定

令和8年2月1日（日）～2月28日（土）（必着）

持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。（土日、祝日を除く）

※申込状況等によって、書類の提出期間を延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に旭市ホームページ等により公表します。

10 推薦又は応募の重複について

同一の方が、農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に推薦を受けること又は応募することはできますが、双方の委員を兼ねることはできません。

11 選考方法及び任命

旭市農業委員会の委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考を行います。

その後、市議会の同意を得て、市長が任命します。

※選考にあたっては、次の条件があります。

- ・認定農業者が農業委員の過半（9人以上）を占めること。
- ・農業委員会の所掌する事務について利害関係のない者（中立者）を含めること。
- ・委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

12 推薦又は応募に関する情報の公表

法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、旭市のホームページ等で、提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている内容（住所及び電話番号を除く。）を公表しますので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先・応募届、推薦届 提出先】

旭市農業委員会事務局

〒289-2595

旭市二の2132番地

電話0479-74-7187